令和７年度　事業計画

《令和７年４月１日～令和８年３月３１日》

公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会は、県民の交通安全思想の普及高揚等交通安全に資する諸活動を推進し、交通事故防止と交通秩序の確立を図り、安全で住みよい沖縄県の実現に寄与するため、次の事業を行う。

１　交通安全活動に対する県民の理解・協力を確保するための広報啓発事業

(1)　交通安全国（県）民運動の実施

年４回（春・夏・秋・年末年始）実施される交通安全運動の推進団体として、各地区交通安全協会及び関係機関・団体と連携し、交通安全運動に積極的に取り組む。

(2)　交通安全広報・啓発活動の推進

飲酒運転根絶及び交通ルールの遵守と交通マナーの実践について、交通安全広報･啓発活動を積極的に推進し、県民の交通安全意識の高揚を図る。

ア　ポスター等による広報

交通安全広報用のポスター・チラシ・懸垂（横）幕・のぼり等を製作・購入等をして、各地域、職場、学校等に配布する。

イ　ラジオ、テレビ、新聞等広報媒体による広報

(ｱ)　一般広報

・　各季の交通安全運動期間中及び年間を通じた広報啓発活動を行う。

・　毎月１日の「交通安全県民の日」「飲酒運転の根絶運動の日」及び２０日の「県民交通事故０（ゼロ）の日」の広報活動を行う。

(ｲ)　飲酒運転根絶の広報

・　年末年始の交通安全運動期間中におけるラジオによる広報、その他の交通安全運動期間中は大型電光掲示板を活用した広報啓発活動を行う。

・　地区交通安全協会及び県警察等関係機関・団体等と連携し、チラシ及び交通安全グッズ等を作成し、講習会や街頭活動等で配布する。

ウ　交通安全年間スローガンの広報

県警察と連携し、県の交通安全年間スローガン及びポスターを作成し、関係機関・団体等へ配布するなど県民への浸透を図る。

エ　交通安全広報機関誌の発行

機関誌「沖縄県交通安全ニュース」を年４回発行し、当連合会や地区交通安全協会をはじめとする交通ボランティアの交通安全活動を広く県民に周知させ、交通安全意識の高揚等効果的な活用を図る。

(3)　交通安全教育資機材等の効果的活用

ア　各種交通安全マニュアルの配布

交通道徳の向上と交通事故防止を図り、交通安全教育を効果的に推進するため、「自転車教本」等の冊子を購入配布する。

イ　各種視聴覚教材の充実と活用

交通事故率が高い二輪運転者・高齢者に向けた視聴覚教材を充実させ、各種交通安全講習会等で活用するほか、各地区交通安全協会、学校及び事業所等へ積極的に貸し出し、視聴覚による交通安全教育の充実を図る。

ウ　寄贈を受けた交通安全対策資機材の活用

県内企業等から寄贈を受けた、交通安全絵本、交通安全横断旗、携帯用反射材を地区を介して、児童・園児や高齢者等に配布活用して交通事故防止を図る。

(4)　表彰制度の適正な運用

交通安全活動に尽力し、交通事故防止に功労のあった個人・団体及び永年無事故・無違反運転を継続して模範となっている優良運転者等の表彰、推薦を行う。

ア　沖縄県警察本部長・沖縄県交通安全協会連合会長連名表彰

イ　九州管区警察局長・九州交通安全協会長連名表彰の推薦

ウ　交通栄誉章「緑十字銅章」被表彰者の推薦

エ　交通栄誉章「緑十字金章・銀章」被表彰候補者の推薦及び表彰式への派遣

オ　沖縄県交通安全推進協議会長等が行う交通安全功労者等被表彰候補者の推薦

カ　内閣府交通安全功労者表彰、九州交通安全協会長表彰、全日本交通安全協会長表彰、褒章及び叙勲等の個人・団体の推薦

(5)　ホームページ等を活用した情報発信

当連合会の業務や活動に対する理解と協力を得るため、マスコットキャラクター「ガオット」を活用しながらホームページやインスタグラム等各種広報媒体において交通安全活動状況等について広く県民に情報を発信する。

2　交通事故の実態を踏まえた実践的な交通安全指導・教育事業

(1)　交通安全指導（対策）の積極的推進

ア　新入園児、新入学児童に対する安全指導の実施

新入園児、新入学児童に対して、各地区交通安全協会と連携し、模擬交通信号機を活用した正しい横断の仕方や交通マナー等の交通安全指導を実施し、交通安全意識の高揚を図るとともに、通学路における街頭指導実施への積極的な支援を行う。

また、各地区交通安全協会を介して、新入学児童へランドセルカバーを配布して交通事故防止を図る。

イ　高齢者交通事故防止対策の強化

(ｱ)　高齢者ドライバーズクリニック機材を活用し、高齢運転者の交通事故防止を図る。

(ｲ)　高齢歩行者の交通事故防止のため、反射材の普及促進を図る。

(ｳ)　自転車安全指導員を効果的に活用し、高齢者の自転車利用者に対する交通安全講習会を開催するなど高齢者の自転車事故防止を図る。

ウ　原付、二輪車の交通安全対策の強化

(ｱ)　二輪車安全運転推進委員会（幹事会）を開催するとともに、関係機関・団体と連携し、地域等における二輪車の安全指導教育を積極的に推進するなど、二輪車の事故防止を図る。

(ｲ)　全日本交通安全協会が行う講習会に指導員を派遣し、二輪車安全運転特別指導員の

育成を図るなど二輪車の安全教育体制を確立する。

(ｳ) 学校（高等学校等）、事業所、団体等の要請に基づき、二輪車安全運転講習を実施する。

エ 自転車利用者への交通安全指導

(ｱ) 自転車安全推進委員会（幹事会）を開催するとともに、県警察、各地区交通安全協会及び沖縄県自転車商協同組合の協力を得て、自転車シミュレーター等を活用した自転車安全指導を実施し、自転車の交通事故防止を図る。

(ｲ) 自転車の安全利用５則の浸透を図るため、自転車安全運転指導員を育成し、各地区における指導体制の充実を図る。

(ｳ) 「交通安全子供自転車沖縄県大会」を開催し、自転車の安全利用、交通事故防止を図る。

(ｴ) 自転車安全整備店の登録の拡大とＴＳマークの普及拡大を図る。

(ｵ) 自転車保険（全日本交通安全協会事業）の加入促進を図る。

(ｶ) 地区交通安全協会と連携して、自転車安全教育指導員の養成を図る。

オ 自動車運転者への交通安全指導の強化

(ｱ) 地区交通安全協会等と連携して「クイックアーム」「クイックステップ」等を活用した体験型の交通安全指導を行う。

(ｲ) 地区交通安全協会等と連携し、講習会等においてチャイルドシート、全ての座席におけるシートベルト着用の指導を徹底する。

カ 事業所に対する交通安全対策

(ｱ) 安全運転管理者等選任事業所における交通安全指導を積極的に支援し、交通安全思想の普及高揚と交通安全活動の推進を図る。

(ｲ) 安全運転管理者等に対して安全運転中央研修所への研修派遣を奨励し、安全運転管理者講習会へ参加させるなど、指導力の向上を図る。

(ｳ) 安全運転管理者の運転者に対する交通安全教育の支援対策として、事業所等からの要請に基づく安全講話を積極的に実施する。

(ｴ) 事業所等に対する交通安全講話の機会を通じて、地区交通安全協会と連携して「クイックアーム」「クイックステップ」等交通安全教育資機材を積極的に活用した体験型の交通安全講話を実施する。

キ 交通安全年間スローガン、ファミリー作文及びポスターデザインの募集

全日本交通安全協会等が実施する交通安全スローガン、ファミリー作文及びポスターデザインの募集について、地区交通安全協会及び県警察、教育庁等と連携して広く県民から募集を行い、応募作品を全日本交通安全協会等に送付する。

(2) 飲酒運転根絶対策の積極的推進

沖縄県飲酒運転根絶条例に基づき策定された「沖縄県飲酒運転根絶に関する基本方針」に沿って、各地区交通安全協会、関係機関・団体等と連携し、次の施策を効果的に推進する。

ア 飲酒運転の根絶運動の広報活動（毎月１日）

イ 飲酒運転根絶講習会

ウ ハンドルキーパー運動

エ　飲酒運転根絶ピンバッジの普及促進

オ　飲酒運転根絶自動販売機の設置促進

3　道路交通法等の法令に基づく、県・県公安委員会からの受託事業

道路交通法及び自動車保管場所の確保に関する法律の規定に基づく県・県公安委員会からの受託事業を適正に推進する。

(1)　法定講習

更新時講習・違反者及び停止処分者講習（八重山のみ）・原付講習・安全運転管理者等講習

(2)　運転免許事務

運転免許証記載事項変更届・更新情報提供・運転免許写真撮影・講習案内・総合案内

(3)　自動車保管場所事務

受付･電算入力・調査・交付事務

(4)　道路使用許可に係る確認調査事務（那覇・豊見城警察署管轄）

4　運転免許行政の円滑な運用に寄与するための証紙販売及び安全運転関連事業

(1)　運転免許更新等運転免許関係申請時における運転免許行政事務の円滑な運用に寄与することを目的に実施している証紙販売。

(2)　飲酒運転根絶に寄与するための「飲酒運転根絶ピンバッジ」の普及事業

5　交通事故に関する相談事業

県及び県警察と連携し、交通事故に関する相談業務を適正に推進するとともに、全日本交通安全協会が主催する交通事故相談担当者研修会に職員を派遣し、実務能力の向上を図る。

6　交通安全活動に従事する民間組織及び活動員等の能力開発のための支援事業

交通安全活動ボランティア等の支援及び資質、技能向上のための研修への派遣

(1)　二輪車安全運転特別指導員養成講習会

(2)　安全運転管理指導者講習会

(3)　全国地域交通安全活動推進委員研修会

7　収益事業

(1)　免許事務及び交通安全関連事業

ア　運転免許申請に伴う写真撮影業務

イ　運転免許センター技能試験コースにおける開放事業（毎月第２・第４日曜日）

ウ　初心者、高齢者、運転代行及び聴覚障害者マーク等の交通安全器材の斡旋、販売

(2)　太陽光発電システム事業の推進

平成２６年４月に設置した太陽光発電システムによる売電事業の継続

(3)　不動産賃貸事業

平成２７年７月から当連合会２階事務所を民間企業に賃貸

8　その他の事業

(1)　関係機関・団体との協力関係の確保

ア　受託業務を適正に推進するため、県公安委員会、県警察本部主管課及び関係警察署等と緊密な連携を図るとともに必要な指導・援助を要請する。

イ　幅広い交通安全対策を推進するため、県、県警察及び県交通安全母の会等をはじめ交通関係機関・団体及びその他関係団体（二普協、自転車商協同組合、ＪＡＦ）等との協力確保に努める。

(2)　交通安全対策の推進（調査研究・緊急対策）

ア　社会の急激な変化、高齢化社会等で変動するモータリゼーションに対応する的確、効果的な交通安全活動を実施するための資料の収集及び調査研究を推進する。

イ　交通死亡事故多発時の関係機関・団体等と連携した即応の交通事故抑止対策の推進を図る。

(3)　職員の資質向上

ア　職場教養の実施

イ　各種研修会への積極的な派遣